



最高裁秘書第4879号

平成29年12月12日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

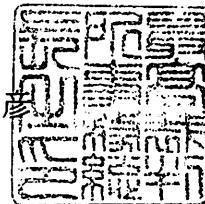
諮問番号 平成29年度（最情）諮問第66号

（担当） 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 （直通）

平成 29 年 12 月 6 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記 1 の諮問について、下記 2 のとおり理由を説明します。

記

1 濟問日等

(1) 濟問日

12 月 6 日

(2) 濟問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらいたい旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

司法研修所が作成に関与した twitter アカウントの一覧が書いてある文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、11 月 10 日付けで、当該申出に係る文書は、作成又は取得していないとして、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

司法研修所は、ツイッターを業務として利用しておらず、またツイッターア

カウントの作成に関与したことではないことから、本件開示申出に係る文書を作成又は取得していない。

よって、原判断は相当である。